

## 国立大学法人滋賀医科大学の中期目標

### (前文) 大学の基本的な目標

滋賀県は、現在、人口の増加率が日本一高い県であり、「近い将来には、高齢化率が一番低い県(一番若い県)になる」と予想されている。このように増え続ける県民に対して、福祉や安心・安全な医療を提供すること及び住民のニーズにあった医学情報提供の場を設けることは重要な課題である。

また、滋賀県は中央に琵琶湖があるために、結果として環状になっている細長い県といえる。このため地域間のコミュニケーションが比較的とりにくく、医療機関や医療情報のネットワーク構築が求められている。

滋賀医科大学としては、このような地域の特徴を考慮しつつ、独自の新しい医学・看護学の教育・研究を推進するとともに、その成果を滋賀の地から国内はもとより世界に発信し、医学・看護学の発展に貢献すること及び高度な医療を提供することによって、人々の福祉の向上に寄与することを目標とする。

これらの目標を達成するために、構成員の「競争(個性化)」と「協調(和)」を軸にして、組織運営にあたる。

また、教育・研究・医療の一層の充実と基盤強化の観点から近隣の大学との再編・統合を検討する。

### 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。

#### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別紙(別表)に記載する学部と研究科を置く。

### 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果に関する目標

###### 【学士課程】

豊かな教養と医学及び看護学のそれぞれの領域に関する高い専門的知識及び技能を授けるとともに、確固たる倫理観を備え、有能にして旺盛な探究心を有する人材を育成することを目的とし、もって医学及び看護学の進歩・発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することを目標とする。

###### 【大学院課程】

自立して創造的研究活動を行うために必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた研究者と上級専門職者を育成する。

##### (2) 教育内容等に関する目標

###### 【学士課程】

###### ・入学者受入方針

滋賀医科大学は、医学及び看護学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む者を求める。

現行の第2学年後期学士編入学における入学定員数を増やし、メディカルスクール化を目指す。

###### ・教育課程・教育方法

医学科6年間、看護学科4年間にわたり、教養科目と専門科目を適切に配置し、一貫教育を実施する。

勉学に対する能動的態度を身につけ、知的好奇心・科学的探究心、問題解決能力の育成に努める。

###### ・教養教育

個々の授業の特性に合致した授業形態、教育方法への改善を図るとともに、学生の理解度・満足度を把握するための措置を講じ、学生の受講意欲の高揚を図る。

###### ・専門教育

基礎医学教育においては、講義に加えて実習を重視して、講義で習得した知識をより強固なものとする。臨床医学教育においては、診療参加型の臨床実習を実施する。看護学教育においては、楔形カリキュラムを策定し、理論と実践とが統合された実習の実施を目指す。

・成績評価

各授業科目の成績評価基準を明確化し、成績評価の透明性を高める。臨床教育においては、知識、技術に加えて、診療に対する姿勢を重視した評価を行う。

【大学院課程】

・入学者受入方針

修士課程では、優れた資質や豊富な実践経験を持つ者、あるいは、豊富な臨床経験を持って高度専門職を目指そうとする者を求める。

博士課程では、旺盛な創造意欲や研究意欲を持ち、また、医学の発展や社会福祉の向上に熱意を持って取り組む者を求める。

・教育課程・教育方法・成績評価

初期教育を充実し、かつ研究の進捗状況を評価する体制を構築する。学位論文審査基準を明確化して、厳正な学位論文審査を目指す。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育にあたっては、専門領域の枠を越えて、6年一貫教育(医学科)あるいは4年一貫教育(看護学科)に取り組む全学的な体制を構築し、高度な教育機関を目指す。

また、「教員中心の大学」から多様な学生に対応する教育に重点を置く「学生中心の大学」への転換を図る。キャンパスは学生の生活の場であるとの視点に立ち、学生の目線での環境整備を図る。

教育の実施状況や問題点の把握、研修を定期的実施するとともに、教員の教育活動の支援を行う組織を設置する。

(4) 学生への支援に関する目標

大学側と学生とのコミュニケーションを円滑化することにより、学生の勉学意欲の向上を図る。

安心で快適な学生生活と満足な教育研究活動の遂行のため、学生のニーズを把握し、支援する。

人間味豊かな医療人を育成するうえで重要な意味を持つ課外活動のための施設や福利厚生施設等の施設・設備の整備に努める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果などに関する目標

プロジェクト研究や講座の研究について、目標と計画を定め、経過や成果についての評価と情報公開を進める。また、自由な発想に基づく創造的な研究を推進する。

基礎研究のみならず臨床応用を視野に入れた研究を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

独創性が高く国際的にも高く評価されている研究を講座の枠を越えて重点的に支援し、滋賀医科大学の個性ある研究を育成する。

研究者の流動性を高め、研究組織の弾力化を推進する。

情報公開を促進し、産学官、地域、外国研究機関等との連携を強化する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

魅力ある教育サービスを企画・提供し、その広報活動を活発に行うとともに、保健・医療・福祉関係者の生涯教育や地域社会等への情報提供を積極的に行う。医療においては、地域完結型を目指し、地域医療に積極的に貢献する。

産学官の連携としては、知的資源を産業化することにより高度な知的資源を社会に還元し、社会福祉に貢献する。

また、県内はもとより県外の他大学とも積極的に交流するとともに、国際的に開かれた大学を目指す。

(2) 附属病院に関する目標

附属病院が果たすべき医療提供機能、教育研修機能、及び研究開発機能の調和のとれた発展向上を目指す。

医療提供機能では、病院のすべてのスタッフが患者の人格と尊厳を重んじ、患者の権利とプライバシーをしっかりと守る患者本位の医療の実践を目指す。その実現のために、患者や家族が安心できる療養環境や最先端の医療が受けられる環境を整える。

また、効率的な病院経営を推進するとともに、地域医療機関との連携を緊密にして地域医療における中核病院としての役割を積極的に果たす。

さらに全人的医療が実践できる医療スタッフの育成を目指して、臨床医学の教育研修体制の整備を図るとともに、研究成果の診療への反映や先端的医療の導入を積極的に推進する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 運営体制の改善に関する目標

学長がリーダーシップを発揮しつつ全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できるように、運営体制を点検し、整備する。

権限と責任が拡大する学長を補佐するために、大学運営の重要テーマごとに学外者を含む担当役員を配置し、国民や社会の意見を反映させるよう積極的な取組を進める。また、学外有識者会議の機動的なあり方について検討する。

附属病院を担当する病院長については、病院の運営を効率的に進めるためにリーダーシップを強化し、さらに病院戦略企画部門等の支援体制を整備する。

教学と経営に係る重要事項について必要に応じ教育研究評議会と経営協議会との合同委員会を設けるなど、効率的な大学運営を図るための諸機能を整備する。また、効率的な運営体制に支障となるような問題については、その改善に努める。

#### 2 教育研究組織の見直しに関する目標

学士課程においては、社会の要請にあった授業の構成とそれに合致した教員の配置を検討する。

大学院課程においては、時代にあった専攻・部門の見直しを行い、それに合致した研究者の配置を検討する。

#### 3 人事の適正化に関する目標

学長・役員・部局長・教員の役割と職務を明確に規定し、その業績を適切に評価するシステムを整備するとともに、教員以外の組織の機能を見直し、職員の能力の開発・向上に努める。

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

##### (1) 事務組織の機能・編成の見直し

機動的な大学運営を行うため、教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画することを目的とする事務組織に再編する。

##### (2) 事務処理の効率化・合理化

学生・患者等に対するサービス業務に重点を置きつつアウトソーシング及び情報化の推進等により事務の効率化・合理化を図る。

財務内容の改善に関する目標

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

科学研究費補助金などの外部研究資金・特許の獲得・研究結果の企業化等により、研究活動の継続・推進を図る。

病院における財務内容の改善に関しては、法的規制の緩和、地域におけるニーズ等を勘案して、新たな収入増加策の検討を進める。

#### 2 経費の抑制に関する目標

管理業務の合理化と効率的な施設運営及び事務の合理化、人員配置の適切化等を進めることにより、管理的経費の節減を図る。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産状況を把握し、資産の有効利用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

#### 1 評価の充実に関する目標

組織としての教育活動や個々の教員の教育活動を点検・評価するために、フィードバック機能を持つ教育活動評価システムを整備する。その評価結果に対応する教員の研修を実施し、教育技能の向上を図る。教員の教育活動を支援する全学的な組織を設置し、支援の企画や実施を行う。

大学が有する研究活動の成果等、多様な学術情報を収集し、データベース化を推進する。

研究の質の向上のために、その達成度などを適切に評価する体制を整備し、評価結果を研究活動の質の向上の取組に有効活用するよう努める。

#### 2 情報公開等の推進に関する目標

研究成果や学術情報を積極的に社会に提供するため、地域医療機関が主催する研修会などへの教員の参加、ホームページによる発信、学内外での公開講座の実施、情報冊子(ジャーナル)の刊行等に努める。

教育・研究・診療・社会活動・地域貢献の活動状況や財務内容に関する大学情報を収集・分析するとともに、各種媒体(ホームページや冊子など)を活用して社会に対して情報を発信する。

本学への情報開示請求に対応する窓口の充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標

#### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

大学施設を社会資本整備の観点に立って重点的かつ計画的に整備する。

また、キャンパスは「びわこ文化公園都市構想区域」の静かな丘陵地帯に広がっており、施設整備は周辺の景観との調和に配慮して行う。

このために、既存施設の点検評価を行い、教育・研究・診療スペースの有効利用を図るとともに大学としての施設設備の整備に係る基本方針及び長期的な構想を明確化し、重点的かつ計画的な施設・設備の更新及び整備を実施することにより、国際的水準を満たす教育研究診療環境の効果的かつ効率的な整備に努める。

#### 2 安全管理に関する目標

教育研究活動を行うにあたっては、毒物劇物及び放射性同位元素等の使用、医療廃棄物・放射性廃棄物・実験動物関連の廃棄物等、教職員・学生の安全管理や健康保持はもちろんのこと、環境汚染等地域住民の安全衛生に十分留意する。

また、教職員だけでなく、外来患者、入院患者、見舞客等来訪者の安全衛生にも必要な安全衛生管理体制を確立する。

さらに、天災・人災等不測の事態への対応も必要であり、人的被害、施設のライフラインの被害、附属病院の医療配管(酸素ガス等)の被害を最小限に食い止めることや、院内感染・食中毒の防止等多岐にわたる危機管理体制の構築を目指す。

#### 3 基本的人権等の擁護

人権を尊重した職場環境を構築し、また研究や診療にあたっては人権と倫理に配慮する。さらに人権と倫理に関する啓蒙に努める。

(別紙)別表(学部、研究科等)

学 部	医学部
研究科	医学系研究科